

平成27年第1回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成27年3月18日（第13日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	杉原忍
教育長	江口武好	総務課長	百武和義
企画財政課長	片渕克也	税務課長	吉原拓海
住民課長	渕上隆文	保健福祉課長	堤正久
長寿社会課長	片渕敏久	水道課長	荒木安雄
下水道課長	赤坂和俊	産業課長	赤坂隆義
農村整備課長	嶋江政喜	建設課長	岩永康博
会計管理者	岩永信秀	学校教育課長	本山隆也
生涯学習課長	小川豊年	農業委員会事務局長	一ノ瀬美佐子

(産業建設部門)

6次産業専門監	松尾裕哉
農村整備専門監	大串靖弘
下水管理専門監	中村恭子

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	鶴崎俊昭
議事係長	久原雅紀
議事係書記	片渕英昭

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

15番 岩永英毅

16番 溝上良夫

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第8号 白石町担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例を廃止する条例について

日程第3 議案第9号 白石町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第10号 白石町営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第13号 白石町農業委員会事務局設置条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第14号 白石町農業委員会手数料条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第24号 平成26年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第3号）

日程第8 議案第25号 平成26年度白石町水道事業会計補正予算（第3号）

日程第9 議案第26号 平成27年度白石町一般会計予算
（産業建設部門の質疑のみ）

日程第10 議案第29号 平成27年度白石町農業集落排水特別会計予算

日程第11 議案第30号 平成27年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計予算

日程第12 議案第31号 平成27年度白石町水道事業会計予算

9時30分 開議

○白武 悟議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、岩永英毅議員、溝上良夫議員の両名を指名します。

本日の議事進行について申し上げます。

本日は、産業建設部門の議案を審議いたします。審議は、質疑、討論、採決の順で行います。なお、平成27年度一般会計予算は質疑のみにとどめ、最終日に討論、採決を行います。

日程第2

○白武 悟議長

日程第2、議案第8号「白石町担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例を廃止する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第8号「白石町担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例を廃止する条例について」採決を行います。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第3

○白武 悟議長

日程第3、議案第9号「白石町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第9号「白石町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第4

○白武 悟議長

日程第4、議案第10号「白石町営住宅条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○秀島和善議員

議案第10号について1点だけお尋ねを申し上げます。

今回、白石町営住宅条例の一部を改正する条例についてということで、提案理由に、未婚のひとり親の子育てを支援するため、白石町営住宅条例の一部を改正する必要がある

あるということですが、お尋ねしたい点は、現時点でこの未婚のひとり親の子育てということの対象になる人数は何名なのでしょう。

○岩永康博建設課長

対象になる方については、現在1人になります。それで、減免については、所得に応じてさまざまなんですけど、162万8,000円が大体基準になります。それ以上の方が対象になると、それ以下の方は減免をしても対象にならないという、計算して、ならないというふうになります。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第10号「白石町営住宅条例の一部を改正する条例について」採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第5

○白武 悟議長

日程第5、議案第13号「白石町農業委員会事務局設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○吉岡英允議員

お尋ねいたします。

まず、提案理由といたしましては、農業委員会議会事務局の組織を改めるため、白石町農業委員会の事務局設置条例の一部を改正する必要があるというふうなことでございます。それで、現行と改正案を見ますと、まず現行は農政係と農地係と2係がございまして、それを農地農政係というふうなことで、一つの課にまとめるというふうなことでございます。

それで、前に説明があったかもわかりませんが、再度、何で農地農政係になす必要があるのかというふうなことで、まずもって現行の農政係に係員が何名いるのか、また農地係も何名いるのか。そしてあわせて、改正後に農地農政係として何名を置くのか。そこら辺の説明をお願いします。

○一ノ瀬美佐子農業委員会事務局長

今回の改正につきましては、組織のスリム化を図りながら、現在も情報の共有化を図っておりますけれども、係を一つにいたしまして、農業委員会改革等に伴う法の改正などの情報の共有化を密に行うという目的がございます。それに、職員の担当を2年ぐらいで交代いたしまして、業務の幅広い知識を身につけていただいて、住民サービスの向上に努めたいと考えております。

職員につきましては、現在農政係が3名、農地係が3名でございます。この体制は変わらないところで、係の一本化をお願いしてるところでございます。よろしくお願いいたします。

○吉岡英允議員

今、説明でわかりましたけども、人数は変わらないというふうなことで。そしたら、ローテーションというか、お互いに今まで分かれていた事務事業をもう一緒になってするか、何年越しか、かわってするか、再度その辺ちょっとお答え願いたい。

○一ノ瀬美佐子農業委員会事務局長

今は農地と農政係と分けてお客さん対応とかをちょっと行ってるところでございます。簡単なものはみんないたしますけれども、専門的なところは分けてるところでございます。そういうところを幅広くして、もっと住民対応を積極的に行いたいというところで今回の改正を行ったところでございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第13号「白石町農業委員会事務局設置条例の一部を改正する条例について」採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第6

○白武 悟議長

日程第6、議案第14号「白石町農業委員会手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

資料ですかね。1-1、新旧対照表、現行で軽油免税、漁業権取得、交通事故証明、そこら辺はなくなっていないわけでしょう。諸証明のうちに全部入ってるわけですね。その確認だけ。

○一ノ瀬美佐子農業委員会事務局長

お答えします。

耕作証明の軽油免税申請、漁業権取得申請、農地法の第3条の申請の耕作証明書は、みんな耕作証明の一本化を図ったところですよ。諸証明のところは、交通事故用という特定をされておりましたけれども、いろんな証明に対応するために、これを交通事故の証明を含めまして諸証明としてるところでございます。

○溝上良夫議員

説明をお願いします。交通事故証明というのはどういう証明なんですか。

○一ノ瀬美佐子農業委員会事務局長

主に耕作証明を含んだところの証明ですけども、その様式を向こうから持ってこられますので、諸証明のほうで対応しております。交通事故で耕作面積の証明とか、そういうのが主なものでございます。農業をどれぐらいしているかとか、そういうところの判断をされる資料とされるものと思っております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第14号「白石町農業委員会手数料条例の一部を改正する条例について」採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第7

○白武 悟議長

日程第7、議案第24号「平成26年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第24号「平成26年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第3号)」について採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第8

○白武 悟議長

日程第8、議案第25号「平成26年度白石町水道事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第25号「平成26年度白石町水道事業会計補正予算(第3号)」について採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第9

○白武 悟議長

日程第9、議案第26号「平成27年度白石町一般会計予算」の産業建設部門を議題とします。

これより質疑に入ります。

なお、質疑の際は、予算書の何ページ、予算説明資料の何ページとはっきりお示しください。

まず初めに、1ページから歳入44ページまでの産業建設部門について質疑ありませんか。

○前田弘次郎議員

説明資料の117ページの分のはいいんですかね、質問は。説明資料の117ページの、これ35ページと書いてありますけど。これ違う。ああ、それぞれ。

○白武 悟議長

特別会計のところでございます。

○前田弘次郎議員

あ、特別会計の分ですか。

○白武 悟議長

はい。

○前田弘次郎議員

済みません。

○白武 悟議長

質疑がないようですので、歳出に入ります。

地域づくり推進費、ページ数57ページから60ページまでの地域おこし協力隊員、道の駅及び有明佐賀空港夜間貨物便基金に係る補助金並びに4款第3項上水道費から5款労働費まで、ページ数104ページから108ページの労働費まで質疑ありませんか。

○岩永英毅議員

59ページの道の駅基本計画策定委託料、それから特産品配送委託料、この基本計画策定にはマーケティング調査とかそういうものも入ってますか。どういう基本計画での委託料。項目ごとにわかれば。

それから、特産品配送委託料というのは、配送委託料というのはどういう内容のものか、教えていただきたいと思います。

○白武 悟議長

申し上げます。特産品は、これふるさとのときで、総務部門で質疑があっております。はい。

道の駅に関しまして。

○岩永康博建設課長

道の駅の基本計画の業務について説明をいたします。

まず、基本計画の中の内容としまして、導入施設の内容検討、これはどういう施設を道の駅に導入するとか、つくるのかということで、その中でマーケティングというか、需要はどのようなふうな、だから要望があるのかという、その検討。それと、それに伴って建築計画、その施設の規模とか、そういうもの、建築の計画をどうするのか。それと、道路計画、これは進入道路に、車が施設に入るとき、右折待機車線とか、そういうふうな道路に伴う、進入に伴って、その周辺の検討が必要ということで道路計画。それと、供給施設の計画、これは水道とか下水、そういうふうな施設の計画。それと、用地の造成計画。それと、概算工事費の積算。それと、その施設の管理運営をどうするのかということで、その計画。その7項目について、よければ4月から期間が12月までで委託をしたいということで予算をお願いしております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○岩永英毅議員

そのマーケティング調査は外部アドバイザー委託料とはまた違う。この外部アドバイザーは、マーケティングした上で供給品というか、そういう形態をされるんじゃないですかね。こことはマッチングしてないわけ。

○松尾裕哉 6次産業専門監

御質問の外部アドバイザーの委託料の関係でございますけど、外部アドバイザーにつきましては、基本的なこの道の駅の基本計画策定についての業務に関してはかかわらないということになっておりますが、計画をつくっていかれる中で、その外部アドバイザーからも意見を求めて、その中で策定をしていくということでございます。この外部アドバイザーの委託料につきましては、そういう道の駅の建設に伴いますいろいろな計画の中で意見等求めていく、それから地域おこし協力隊を今回募集をいたしますので、その地域おこし協力隊についての指導助言等いただくということで、基本的にはそういうものを想定しております、この委託料の303万3,000円と850万円という、この件に関しましては直接かかわりはないということになっております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○吉岡英允議員

ページ数106ページお願いいたします。106ページの中ほどに浄化槽設置整備事業補助金というふうなことで4,317万1,000円と、その下の公共下水道接続促進事業補助金というふうなことで1,076万4,000円ございます。この点についてお尋ねをしたいと思います。

まず、浄化槽設置整備事業補助金についてなんですけども、これは国の補助と町の上乗せ分というふうなことで補助をされております。それで、国の補助は今後もずっと続いていって補助をされるものか、その辺をお伺いしたいと思います。

また、予算につきましては、昨年度の前年度最終は6,384万9,000円で、今年度は4,300万円というようなことで、2,062万7,000円ほど予算が少なくなっております。その理由と、また今まで済んでいる整備率をお尋ねしたいと思います。

また、下の公共下水道接続につきましては、これ25年度12月から供用開始に伴い、3年以内の接続者に助成をするというふうな制度でございまして、とりあえず26年度の実績をお尋ねしたいと思います。

また、説明資料で言いますと51ページなんですけども、その51ページの総計のところに全部で補助金予定額ということで4,876万円と、想定申請者というふうなことで、1,080件というふうなことで想定をされてあります。これは全ての公共ますを設置し

たとこの数とは違うと思いますので、公共ますのうち設置したとこの何%を想定、この補助、3年以内の接続、供用開始してから3年ごとにずっとこうなっていくと思えますけども、何%の公共ます設置者で、これくらいの想定をされてあるか、その辺をお尋ねいたします。

○中村恭子下水管理専門監

浄化槽のことについてまずお答えしたいと思います。

国の補助はこのままずっと続くのかという質問でしたけれども、今のところずっと続くことと聞いております。

それから、このように浄化槽設置する人が家が減ってきた理由としましては、やはり公共の特環事業を進めていく中で、それを説明会などをして、この地区はもう近々公共下水道が入ってきますよということで、浄化槽を設置する人がちょっと水洗化はしたいけれども、もうすぐ公共下水道が来るならば待っておこうかというような考えを持った方がふえられたということ。それから、水洗化をしたいという人は、大体したいと思ってる人はもう浄化槽をつけられたり公共下水道に加入したりして、全体的に減ってきているのかなと思っております。

それから、整備率ですけれども、浄化槽の整備率といいますのは、浄化槽区域の、区域というか、農業集落排水施設と公共下水道施設を除いたところの地域で浄化槽をつけている方の率というのは大体37%ぐらいの率だと思います。これは公共下水道の施設の中にも浄化槽をつけてる方がいらっしゃいますので、それを除いたら三十五、六、七%ぐらいだと思っております。

以上です。

○赤坂和俊下水道課長

説明資料の51ページになりますけども、公共下水道と接続促進事業ということで、新年度は1,076万4,000円お願いしております。この実績ですけども、平成26年度の実績と見てみますと、3月4日付で調査をいたしております。申請者は140名ということで、公共下水道のエリアの方については132名、農業集落排水、これ須古地区が今現在対象になっておりますけども、8名ということになっております。

そこで、金額的には、この予算説明資料に上げておりますとおり、平均的に4万6,000円ぐらいで、高い人、低い人いらっしゃいますけども、その工事内容によって金額も変わってくるわけですが、4万6,000円ぐらいで見えております。

そこで、想定申請者が総計として1,060人というてあらわしておりますけども、公共下水道はこれからも今の計画で進んでいくということ想定しまして、新築とかは補助対象になりませんので、事業所と新築等は対象になりませんので、あくまで今のくみ取り便所、あるいは浄化槽を廃止して公共下水道につないでいただく方の排水設備工事費に対する補助ということで件数を考えております。ちょっと全体の何%というのは今のところパーセントを出しておりませんが、件数としては、新築とか事業所等は9割もないかなと思っておりますので、やはり9割以上は補助対象になってくるとは思っております。

以上でございます。

○吉岡英允議員

ありがとうございます。

1つ、1点だけ、これもう回答は要らんですけども、先ほど浄化槽の未整備地区というか浄化槽設置についてなんですけども、公共下水も農水も来ないところで今浄化槽の設置率が37%というふうなことでお伺いをしました。そうしたところは水の美化じゃなかですけど、環境整備の観点から考えたら37%では、約4割の方、6割の方はまだくみ取り式に伴うて生活雑排水はもうやっぱり流されているというふうなことです。その未整備地区について推進のほどをお願いしておきたいと思います。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○久原久男議員

59ページ、14節の協力隊員車両賃貸料、それから協力隊員の住居賃貸料、協力隊員パソコン、プリンター購入費というふうになっておりますが、この協力隊員の活動の拠点はどこに置くのか、この庁舎内に置くのか。それから、この車両の賃貸料ですが、この件に関しては、新たに車両を購入して、この人に貸し出すのか。その辺のことについて。

○赤坂隆義産業課長

地域おこし協力隊についてのお尋ねですけど、一応拠点ということは、事務をとる場所については庁舎内を考えております。産業課のほうに考えております。車両については、一応軽のリース関係で計上をお願いしてるところでございます。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、次に6款農林水産業費、ページ108ページの農業委員会費から115ページまで質疑ありませんか。

○川崎一平議員

115ページ、説明資料の60ページ、集落営農法人経営安定化支援事業ということで50万円組んでありますけれども、これは集落営農組織に限っての法人化になるんでしょうか。個人担い手は全く別物なんでしょうか。

○赤坂隆義産業課長

一応、この集落営農法人経営安定化支援事業につきましては集落営農を対象として

おります。個人さんの分については今のところ要綱の中に入れておりません。
以上です。

○川崎一平議員

これは、法人化というのは農業、今の一般的な農業に関しては非常に大きな問題だ
と思っております。この中で、やはり全農業者、農業されてる方全員を法人化に向け
てという形で、一部を法人化に向けて支援をするんじゃないかと、法人化に向けての支
援ではないんですけれども、法人化しやすい、法人化した後の支援なんですけれども、
そういったところも、ほかの個人担い手さんがこれから法人化をしようと思っ
てらっ
しゃるところもあると思います。そういうところまで目を向けていただきたいとい
うふう
ふうに思います。

○赤坂隆義産業課長

一応、この法人化の支援事業につきましては、法人化、初期の経営が不安定なとき
に助成する事業でありまして、個人さんについては今後検討したいと思
います。
以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○吉岡英允議員

ページ数113ページでございます。説明資料で言いますと、説明資料の55ページで
ございます。目は農業振興費で、事業名は有害鳥獣広域駆除対策事業でございます。
近年、イノシシの出没が結構あるというふうなことで、被害があつてるとい
うふうな
ことで、私もお聞きをしております。それで、前年度の最終予算97万6,000円に
対し
まして今回121万円というふうなことで、23万4,000円の増額をされて
おります。けど
も、実際この金額で足るものか、その辺もお伺いするとともに、総予算では495万円
とい
うふうなことで、国と県も負担をして、それだけかけて駆除等々するとい
うふう
なこと
でございますけれども、まず1点、この予算でいいものかというふうな
ことと、
もう一つ、支出の部の中ほどに緊急有害鳥獣捕獲委託事業というふうな
こと
で190万円、そのうちイノシシは1頭当たり8,000円で、220頭で176万円
とい
うふうな
ことで計上されております。それで、お伺いしたいのは、その捕獲されたイノシシを
ど
う
処分されてあるかというふうなことをお伺いしたいと思います。というのは、隣の武
雄市は多
分のしし課というふうなことで、それを6次産業じゃなかですけれども、加工して販
売等
されて
おります。そのことも含め、我が町もこういうふうな220頭も
こ
うい
うお
金を出して捕獲をしていただくというふうな
こと
ですので、どう今処理をされてあるかという
よ
うな
ことと、これも6次産業費につけて、捕獲したイノシシ等を
ど
う
さ
れるか
い
う
こ
とを
考
え
て
い
ないか、その辺をお伺い
し
たい
と
思
い
ま
す。

○赤坂隆義産業課長

まず初めに、今回有害鳥獣広域駆除対策事業ということで121万円お願いしております。前年度当初97万6,000円となっておりますけど、ここは修正お願いしたいと思っております。これは121万円の間違いです。同額でございます。済みません。

それと、今回、議員言われるとおり、平成25年につきましては257頭のイノシシが出てきたと。今現在でも170頭ぐらいは捕獲がされてるという状況でございます。捕獲した後は、今の現在では、もう捕獲従事者も高齢者の方が多く、実際は埋設といましようか、殺処分をして埋設してるのが現状でございます。今後、そういうことも考えていかなければならないと思っておりますけど、何せあくまでも新鮮なうちに食肉にする場合は加工場に持っていかなければならないというようなことも聞いておりますので、その辺は今後捕獲従事者とでも話し合いをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

まずもって、昨年度ということは25年度の実績は257頭というふうなことで、この時点ではもう予算が多分、今回予算計上は220頭ほどの予算計上されてありますね、実際足らんかなというふうなことを申し上げます。

それと、先ほどの捕獲従事者が高齢者で出すことは無理だということであれば、出す人を別に雇っていくてなかですけども、お頼みして出して、私とこの町もやっぱり山、平野、海であるもんで、山の産物としてイノシシも出して、食用ですか、付加産物として食用も考えてみてはと申し伝えておきます。

以上です。

○白武 悟議長

答弁はよろしいですか。

○吉岡英允議員

結構です。

○久原房義議員

予算書では114ページになります。説明資料では58ページになりますが、機構集積協力金交付事業ということで、これ中間管理機構ができた中でのいろんな支援策でございますけども、この中でちょっとお尋ねしたいのは、まずこれ先進的な事例で、1Bが法人化をされたということで、非常に結構なことでございますが、地域内の農用地面積は53.1ヘクタール、そのうちの36.6ヘクタールが集積をされたということでの集積協力金がございますが、率では68.9%ということになっておりますけども、約53ヘクタールのうちの約36ヘクタールの集積ということでございますから、それ以外の部分についてはどのような形になっておるかということがまず第1点ですね。

それと、②の経営転換協力金、いわゆるこれは離農といいますか、農地を出されるわけですから、離農をされる方に対してのいわゆる交付金であるわけですけども、こ

これは離農ということでございますので、私個人的には100%農地を出した場合に離農という感じを受けるわけですが、100%出さなくても離農協力金というものが交付されるのかどうか、その辺ですね。

それと、この耕作者集積協力金、いろいろ文言で出してありますけども、ちょっとこれいま一つぴんとこないもんですから、その点を詳しく教えていただきたいというふうに思います。

それからその次に、説明資料の62ページ、これ産業課の扱いになりますけども、優良肥育素牛導入事業費補助金ということで110万円の予算化をしてございますが、これも趣旨については十分理解できますし、非常にいいことだというふうに思っております。ただ、やや遅きに失したなという感じはございますけども、今肥育素牛、いわゆる子牛が非常に少なくなって高騰しておるわけですが、町内の肥育農家でも非常に苦慮されております。これは今始まったことじゃなくて、もう二、三年前から始まっておりますから、二、三年前にこういう事業を起こしていただければ非常にありがたかったなあとというふうに思っております。今非常に高騰しております、もう既に肥育農家は数件経営を中止しようという事態に追い込まれておると。また、継続される肥育農家の方でも、皆さん牛舎に行ったことあるかどうか、現場あたりを見られたかどうかわかりませんが、かなりすいとう、普通は100%の数が入るとのが通常ですけども、もう50%、あるいはもう50%以下まで牛が入っていないというような、そういうでございます。したがって、そういうことにならないように、やっぱりこういう対策については事前に、もっともっと、もう二、三年前にこういう対策を講じていただきたかったなあとというふうに思っておりますが、ただ、遅うはございますけども、結構な事業でございます。

ここでお尋ねしたいのは、黒毛和種ですと1頭当たり5万円で、20頭分ということでの100万円、あるいは交雑種、F1ですけども、1頭当たり2万円で5頭分の10万円ということですが、これはこのまま受けとめていいのかどうかということをお尋ねしたいというふうに思います。

○赤坂隆義産業課長

58ページの機構集積協力金の件なんですけど、一応これにつきましては、1Bのほうは法人化なされて、今回11月の公募で預け入れをなされておまして、所有権と相続等ができていない分については、ことしの5月に預け入れをされる予定でございます。その分も合わせまして、36.6ヘクタールということで計上をお願いしております。ほかの、53.1ヘクタールと36.6、この差の分ですけど、この分については地域外にあると考えてもらったらいいと思います。なので、集落外にあるということで御理解をお願いしたいと思います。

それと、経営転換協力金につきましては、面積ごとに応じて50万円とか、ここへ書いておられますとおり、5反以下が30万円、5反から2反までが50万円、2町以上は70万円ということで定められております。この分については、例えば預けてハウスとか何かされてるとか、レンコンとかされてる場合あると思います。そういった分については、除いた面積で算出がなされるということです。預ける農地についても、その

分は除いて預けるという格好になろうかと思えます。

それと、耕作者集積協力金の件ですけど、これにつきましては、離れて出作に土地を持つとんしゃといった場合に、その隣のうちが今回中間管理機構の事業に出された場合、隣のうちについては、その人がもう遠かけん預けていっちょくとといった場合に、その場合に所有者のほうに2万円交付されるというような事業でございます。

それと、肥育素牛の件なんですけど、これは5万円満額かという意味ですかね。1頭当たり5万円満額来るのかという、そういう質問ですかね。これについては、一応黒毛和種で、ここに書いてます5万円、F1で2万円という計上してはありますが、これ頭数によって、実績見合いで計上しておりますので、ここどのくらい導入なされるのか、ちょっと見当が余りつきませんので、ふえた場合は、財政等とも協議しまして、補正等で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○久原房義議員

まず、集積協力金の関係で、一部の農地を出すと、貸し付けるという方もこの経営転換協力金が交付されるということで理解していいわけですかね。

それと、肥育素牛の導入事業補助金、これは、ただ予算が20頭であります。過去の実績を見ましても、これ補助金なしの時点です。これは白石町内で生まれた子牛を白石の肥育農家が購入をされた場合ということですので、過去の実績でもおおよそ20頭前後は購入をさせていただいております。これはもう補助金なくてですね。しかしながら、今回1頭当たり5万円を交付しますよということになれば、これ爆発的に、ああ、それじゃあ白石の子牛を買おうと。これは県内でもあちこち、県外でもそうですけども、自分のそれぞれの市町の生産振興の一環として、こういう手だてをあちこちやられておられるですね。これはもうずっと前からです。うちは初めてですけどですね。そういうことで一つのブランド化も図っていこうと。あるいは、実績は、その地域内で生産された子牛を肉牛までなせば追跡調査ができるわけですね。いろいろデータがフィードバックされてくる、そういう中で繁殖雌牛の改良をやっていくということにもつながっていくわけですので。ただ、この頭数を20頭という限定じゃなく、この5万円交付しますよということになれば、恐らくもう100頭でも、もっとでもなるんじゃないかなあという感じを持ちます。もうどこもそういうことをやっとなるわけですね。うちは初めてですけどね。

それと、ぜひ、さっき申しましたように、肉牛の実績、発育がどうだったとか、肉質がどうだったとか、そういう実績をやはり繁殖農家のほうにフィードバックをしていただく、こういう一つの義務づけをやっていただくこともこの事業の中では非常に大切なことだというふうに思っております。いわゆる母牛の選抜淘汰とか、あるいは交配の方式であるとか、いろんなことで、また優秀な子牛を生産していくためのデータをぜひとっていただきたいというふうに思っております。

○赤坂隆義産業課長

今回、畜産の肥育素牛導入については、実績とデータについては農協等と話し合い

ながら調査をしたいというふうに考えております。

経営転換協力金のことですけど、一応機構集積協力金ということで、交付対象者は経営転換をする農業者ということになっておりますので、例えばイチゴと土地利用型の農業していたといった場合は、施設だけを自分でして、土地利用型についてはもう全部預ける、水田については預けるといった場合には、その分は対象になるということでございます。

○白武 悟議長

産業課長、100%出さなくてよろしいのかというふうなと思いますけども。例えば農地50%でも対象になるのかと。

○赤坂隆義産業課長

済みません。そういうことですので、100%出さなくてもオーケーだということでございます。

以上です。

○久原房義議員

私は、てっきり離農と、自分の所有してる農地を100%出した場合が離農というふうに思ってたわけですね。今の説明の中では、一部でもいいと。仮に半分を法人に出して、あと半分は自分でつくりますよと、そういう場合も離農と解釈されるのかどうかですね。恐らくこの経営転換協力金というのは、ちょっとこれ私の解釈が間違っておったかもわかりませんが、いわゆる農業をリタイアする、つまり離農をした場合の協力金だというふうに解釈をしておったものですから、その確認をしておるわけです。

それと、肥育素牛の導入事業については、黒毛和種が5万円、交雑種が2万円という、定額ということで理解をしたいというふうに思います。もう一回、済みません。

○赤坂隆義産業課長

経営転換協力金について説明を、修正の説明になるかと思いますが、まず例えば私が言いました施設園芸と稲作の場合、園芸の部門については残されて、稲作は全部農地に預けるとというのが対象になります。稲作のみの場合は全ての農地ということで御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○大串弘昭議員

ページ数は113ページになります。説明資料では56ページでございますが、さが園芸農業者育成対策事業費ということで1億1,700万円計上されておりますけども、こ

の件については26年度の補正でもかなり減額補正をされまして、当初では8,200万円が4,600万円に減額をされたということでございますが、今回多額の1億1,700万円ということでございますが、これについては相当26年度はいろいろ事業の辞退者が出たとかいろんなことの原因があったんですけども、これを申請されたときにどういうふうなチェックをされたのかですね。確実にこの事業が実施されるというふうなことを確約と申しますか、そういったとこまでされておるのかですね。また補正で極端に減額が出ないようにぜひお願いしたいんですが、その点のところはどうでしょうか。

○赤坂隆義産業課長

予算説明資料の56ページについての、さが園芸農業者育成対策事業についてのお尋ねですけど、これについては去年は執行率が約43%ということで、非常に事業としてはちょっとまずかったわけですけど、今回も53事業者のほうから申請がなされております。一つ確認したのは、昨年提出されて要望されて、またことしも出されているとか、そういうものは今回は確実にチェックをいたしております。今後も、これは7月段階でのあれですので、年度明けてから再度再調査を、精査をしたいというふうに考えております。

以上です。

○大串弘昭議員

これについては他の議員のほうからも質問があっただけですけども、今回も県の補助金は9,400万円というふうな多額の金額予定はされておりますけども、県のその申請の段階では、そういったところの減額に対しては相当申請査定をされたときにはチェックが入ると思うんですが、その点についてはスムーズにこの予算を認めてもらったとか、その辺はどんなだったのか、内容等おわかりであったら教えてください。

○赤坂隆義産業課長

一応7月申請ということで県とも打ち合わせをしておりますので、このまま行くのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに。

○井崎好信議員

予算書112ページ、113ページ、先ほど吉岡議員との関連でございます。鳥獣被害対策関連でございますが、112ページの7節で鳥獣被害対策実施隊隊員賃金20万2,000円と19節の有害鳥獣広域駆除対策協議会負担金121万円、それに有害鳥獣被害防止対策事業費補助金の75万円、この121万円は説明資料にございますが、それぞれの、それぞれといいますか、賃金と補助金75万円の説明ですね。

それともう一点は、説明資料の55ページでございますが、121万円ですね。これでイノシシなり、カモなり、カラスなりの駆除をそれぞれの猟友会等に委託事業されてというふうに思いますけれども、今ちょっと私聞き及んだところによりますと、武雄に鷹匠さん、女性の方がいらっしゃる、御存じかと思いますが、この鷹匠を使った防止といたしますか、カモなり、あるいはカラスなりで非常に成果が出てるといふようなことを聞いております。その辺の情報が産業課のほうでわかっているらっしゃったらお答えをいただきたいというふうに思います。2点お願いしたいと思います。

○赤坂隆義産業課長

まず、予算書の112ページの鳥獣被害対策実施隊の実施隊員の賃金ですけど、これにつきましては、町の職員2名と非常勤の職員3名、猟友会の方ですけど、3名で、5名で実施隊を設置しております。定期的に各町内の巡視等を定例的に行っているところでございます。その賃金でございます。

それと、有害鳥獣被害防止対策設置事業費補助金75万円の件ですけど、これについては、有害鳥獣等は山ばかりでなく平地のほうでもハウスの中で、アナグマとか、タヌキとか、そういったもの被害出ております。これについては、補助限度額を2万5,000円としまして、資材購入に対して2分の1以内で助成するものでございます。ということで、一応上限が2万5,000円ということで、30件ということで今回お願いしているものでございます。

鷹匠の件については、以前当地区でも福富のほうで試験的にレンコンのところに、あれはタカじゃなくてフクロウだったと思いますけど、フクロウをして実験がなされました。その後、何も鷹匠のほうから連絡ないんですけど、いろいろあって、ビデオ、観察するように、モニターといいましょうか、画像が映るような、そういうものをセットしてくださいとか、そういう要望出されましたので、その後鷹匠さんとは連絡をとっておりません。そういう状況です。よその地域を聞いてますけど、武雄あたりは利用なされているそうでございます。隣接については、余り浸透していないといったらおかしいんですけど、利用されていないというような状況でございます。

○井崎好信議員

この先ほど説明していただきましたけれども、この分が先ほどの賃金と協議会、上限が2万5,000円、資材購入、わな等だというふうに思いますけれども、今回のこの有害鳥獣広域駆除対策事業の121万円の中にはやっぱり賃金等は取り組まれないわけですか。これは国庫負担なり国庫交付金なりのもう予算、町なり国なりの補助をいただいでのごとでございますので、そこの中に取り込めば、取り組むわけにはいかないわけ、取り組めれば町の持ち出しも少なくなるというふうな解釈をするわけですが、その辺の予算措置はできなかったのか。

○赤坂隆義産業課長

有害鳥獣広域駆除対策事業につきましては、予算説明書の55ページの左のほうに書いてますとおり、町負担は121万円とか、JA負担が50万円とか、共済負担が7万

5,000円とか書いてますけど、一応負担金、これはこの協議会の中には入れられないということで、別建てでお願いしてるところでございます。これは町が設置しなければならないというような規定がございますので、別建てで、協議会じゃなく、町独自で設置をしてるというような状況でございます。

○井崎好信議員

先ほどの鷹匠の件は、そういう武雄なり、あるいは鹿島でも鷹匠、カモの被害、有明海のほうののり養殖に対して鷹匠にお願いしたというようなことも聞いております。その辺の情報を得ながら、今後そういった成果が出てるようであればそういった対策もお願いしたいというふうに思います。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○西山清則議員

前者も言われましたけど、説明資料の62ページ、過去購入実績が載ってますけども、この件数で頭数がわかれば、黒毛和牛等、F 1 と、わかればお願いしたいと思います。

○赤坂隆義産業課長

過去の購入実績ということでもらってるんですけど、表に掲げてますとおり、町内、件数的に27頭、23頭、15頭、7頭ということでございます。あ、交雑種も、27年度には、23年度は17、24年が、あ、済みません、全体では、23年はありませんけど、24年が14頭、25年が7頭、26年は今の状況で2頭ということになっております。

以上です。

○西山清則議員

目的に、交雑種の子牛導入を推進し、白石牛のブランド確立を図るとありますけれども、以前は白石牛というたらもうF 1 が中心で、店頭にもかなり出ていましたけれども、最近なかなか出ていないわけですので、採算がとれないという時点でだんだん交雑種が減ってきておりますし、そのために、今回も5頭という書いてありますけれども、やはり目的が白石牛のブランド化の確立を図るというならば、もう少しふやす手だてが欲しいなあと感じておりましたけど、その辺の考えはなかったとですかね。

○赤坂隆義産業課長

この交雑種につきましては、一応予算等の範囲もありまして、農協さんと協議して、こういう価格の設定いたしてるところでございます。一応、22年、23年、24年は繁殖雌牛の導入に助成をしましたが、そのときも和牛については5万円、それと自家保留については2万円だったというふうに思ってます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○大串武次議員

ちょっと再度ですけど、説明資料の58ページの機構集積協力金、交付金事業関係でございまして、一応集積協力金は1 Bの今度法人化された地域に全額行くと思っておりますけど、経営転換協力金ですね。この事業関係については各農家にもパンフレットを全部配布がなされたと思っております。ここにも協力金の交付要件の中に、全ての自作地を10年以上機構に貸し付け、かつ農地が機構から受け手に貸し付けられることということで、久原房義議員が質問されましたけど、私も各呼ばれたときに説明するときに100%貸し付けた場合はこういうふうな事業になってますよ。ですから、おやめになるということではございませんけど、10年以上こういうことで補助金が来ることになっていきますというふうに、ちょっと説明をしてきたわけですよ。今、先ほど担当課長の説明を聞いておりますと、園芸とか、ちょっと特殊、複合経営、その面積については除いて、こういうふうな事業にのせてもこの対象になるというふうなことで、そういう文言はあのパンフレットにも載っていませんでしたもんね。ですから、本当に大丈夫なのか。もし後で、これ多分、それと、このお金が1 Bじゃなくて全部これは個人に行くものなのか、お尋ねしたいと思います。それと、耕作者集積協力金、これもあくまでも個人にやられるものなのか。これ全部1 Bの多分内部のものじゃないかと私解釈してありますが、これは全部1 Bの組織に行くものなのか、そこら辺を1点お願いしたいと思います。

それから、当初予算資料の113ページのこれもさが園芸農業者育成対策事業関係でございまして、弘昭議員のほうから質問があったわけでございまして、この事業についてはどういうふうにして積み上げをなされてるのか、お尋ねをしたいと思います。

○赤坂隆義産業課長

まず、機構集積協力金の件なんですけど、これについては、経営転換協力金については一応個人です。もう一つの地域集積協力金については、使い方は自由ですけど、もう基本的には地域です。そやけん、例えば1 Bならば1 Bということで御理解をお願いしたいと思います。

それと、耕作者集積協力金については、出し手、預ける人に行くわけですよ。農地の出し手です。

それと、さが園芸の算出の仕方ですけど、一応要望等を直接うちにもらうなり、農協さんに経由してもらうなりして、農協さんと協議をした結果がこの数値ということでご理解をお願いしたいと思いますというふうに思います。

○大串武次議員

複合経営の関係の再確認ですけど、それは必ず大丈夫ですね。

それから、さが園芸関係については、農協と協議の上ということでございまして、一応末端農家、全戸とまでいかないかわかりませんが、その辺の対応はどうなされ

ているのか、お尋ねしたいと思います。

○赤坂隆義産業課長

園芸の積み上げの件ですけど、これについては農協さんを通じてお願いをしてるところでございます。それと、新規就農者あたりも助成の要件がありますので、その辺あたりも声をかけているところでございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

暫時休憩をいたします。

10時47分 休憩

11時00分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

ページ数116ページの農地費から123ページのため池等整備事業費まで質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次にページ数123ページの林業費から128ページまで質疑ありませんか。

○大串弘昭議員

ページ数は127ページになりますけども、ここに負担金のほうで県のクルマエビ栽培漁業というのが上がっておりますけども、この辺についての内容ですね。それから、そういったもので実績がどのようになっているのか、お伺いしたいと思いますが。

○嶋江政喜農村整備課長

県クルマエビ栽培漁業推進協議会の負担金ですけど、これにつきましては、有明海沿岸の4県で大もとの協議会といますか、そういうあれがありまして、その中で佐賀県は幾らですよという割り当てがあります。それをさらにまた有明海沿岸の市町で配分されるということで、うちは協議会の経費としては2,570円、それとクルマエビの種苗の放流経費として10万2,300円ということになって、予算では10万5,000円ということになっております。

それと、その実績でございますけど、放流に当たってはDNAの鑑定で一応やるということになっております。それで、その実績の詳細については、ちょっとただいま資料持ち合わせておりませんので、後もって返事したいと思います。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

124ページ、林道費、委託料の林道沿線伐開委託料。近年、竹の始末に困っておらっしゃる。もちろん山の所有者の高齢化も進んで、自分とこで管理し切れないという話も聞きますけども、そういうところの状況をどこまで把握してらっしゃるのか、お伺いいたします。

○嶋江政喜農村整備課長

この林道維持補修の沿線の伐開委託料ですけど、これについては、あくまで林道沿線の伐開に対する委託料でございます。それと、個人の山の竹関係は、一応県の事業でされる事業がございます。それで、それについては広報誌等も使って、希望があれば出してくださいということで以前からもした経緯はございますけど、竹の処理で、その後どうしても植林をしたりとかしなくちゃいけませんので、なかなか要望が上がってきてないというのが現状でございます。

以上です。

○溝上良夫議員

町道、林道に関して、竹というのはどうしてもしなっって道のほうに来ております。そういうのは地主さんに責任持ってやってもらってるわけですか。こっちですることはないわけですか。

○嶋江政喜農村整備課長

基本的に、例えば林道敷地内について生えてきた分については、あくまで町で管理をします。ただし、大雨等で例えば倒れかけて道路を塞いでるとか、緊急的な場合も一応町のほうで切らせていただいております、それは。ただし、一般の林道外の竹については、あくまでも所有者で管理をしていただくということを原則とはしております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○吉岡英允議員

ページ数125ページお願いいたします。125ページの13節、一番下のところです。委託料というふうなことで、町有林保育、下払い等委託料というふうなことで300万円組んでありますけども、この町有林が実際保育をされてある木は杉をされてあるんでしょうか。それとも、雑木というか、雑種林なんんでしょうか。仮に杉が植わっとならしたら、杉も財産ですので、何年か、何年先には町の財産として売られるよというふうな計画ございましたら、その辺までお教えてください。

○嶋江政喜農村整備課長

町有林の保育、下刈りの委託料の件でございますけど、一応内容としては、間伐とか除伐を今んとこ行っております。と下刈り等も含めてですね。それで、今町有林では杉、ヒノキがございます。それで、当然もう植林してから40年、50年たって、一応伐採期に来てる部分もございます。それで、森林組合に一応相談といたしますけど、した経緯がございまして、今まだ木材が低迷してる中で実際切り出して市場にやったときにどれぐらいの採算が合うか合わないかの検討してもらったんですけど、ほとんど赤字になります。出したら赤字という状況です、今のところは。それで、今後その伐採期に、適齢に来てる50年以上たつやつをもう一回間伐をして百年杉とか、そういう手だてもございますので、そこら辺はちょっと財産管理のほうとも相談をいたしまして、今後町有林の伐採をどうするのかというのはちょっと検討はさせていただきたいと思っております。

○吉岡英允議員

財産管理の人と話し合っていたきたいものだと思います。

ちなみに何ヘクタールほど町有林あるとですか。杉とヒノキ。

○嶋江政喜農村整備課長

現在、町有林ですけど、全体で174ヘクタール程度ございます。それで、そのうち白石地域は134ヘクタール、それと有明地区は40ヘクタールということになっております。

以上でございます。

○西山清則議員

125ページの緑化推進費の中で委託料がありますけども、この場所と委託先を教えてくださいたいと思っております。

○嶋江政喜農村整備課長

植栽管理の委託料の件でございますけど、一応場所は排水路沿線ですね。地沈とかございますけど、その場所に沿線に植えてる、道路が続いてる地沈水路ですね。それと、有明水路及び福富に堤防——旧堤防といたしますけど——の一部に桜が植わってる所を委託をしてるということでございます。

それと、その委託先でございますけど、一応植栽でございますので、植栽管理になりますので、町内の造園業者での入札ということで行っております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○前田弘次郎議員

124ページ、説明資料の81ページ、林道整備費のところですけど、ここはたしかおと

とし歌垣のまつりのときに町のバスが事故した場所だと思います。そこの拡幅工事と思いますけど、この拡幅の道路幅が4メートルとなっておりますけど、もう少し広くできなかった、4メートルでは離合でどうかなあということがあると思いますけど、どうでしょうか。

○嶋江政喜農村整備課長

林道整備費でございますけど、一応場所は県道から歌垣公園に入るところで、今現在狭うございます。3メートルちょっとぐらいの幅員だと思いますけど、これを4メートルにすると。それ以上できないかというところではございますけど、あそこはかなりちょっと山手のほうにしか広げることができません。結構山の勾配がきつくて、下のほうに広げることができません。それで、山手のほうに広げても結構法面が高くて、なかなかあと1メートルでもとなるとかなりの法高になります。切り法高がですね。それと、これを県単にのせるとなれば、どうしても林道の規定というのがございまして、中途半端な道を例えば5メートルつくるとなると、ちょっと県単事業ではできないと。それをやるとなれば、もう町の単独事業でやるしかないということもございまして、一応ああいう中には当然広げられるところは少しは広げたいと、離合できるような形ではつくりたいということで考えております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○嶋江政喜農村整備課長

クルマエビの質問でちょっと答弁をしていませんでしたので、佐賀県事業の実績でございます。一応、種苗は事業費ベースでいきますと全体で547万7,000円、そのうち県が4分の3出しまして410万7,000円、それと地元というのは沿岸の市町でございますけど、4分の1で137万円の負担をいたしております。それと、放流の尾数でございますけど、佐賀県は全体で146万尾ですね。ということになっております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

漁港費、128ページ、一番最後の負担金、漁港漁場大会等参加負担金、これどういう大会なのか、済みません、説明お願いします。

○嶋江政喜農村整備課長

漁港費の中の漁港漁場大会等の内容ということでございますけど、これについては、まず九州大会が持ち回りであります。九州の中で持ち回りで県を回してあります。そ

れとあと、それが終わった後に全国大会がございます。これについては、その場所は前年の大会のときに決めるというふうになっておりますけど、内容といたしましては、漁港、漁場の整備の推進とか、水産資源の回復の推進とかでございまして、その内容については、内容というか参加者については各漁協、それから当然国も来ますけど、国、県、市町の担当者が集まって、一応ディスカッションじゃないですけど、事例発表したり、先進地事例、そういう発表があつて、大会の宣言を行うという内容の大会ということになっております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、次に7款商工費、ページ数129ページから131ページまで質疑ありませんか。

○片渕 彰議員

ページは130ページ、しろいしブランド確立対策事業費ですね。説明資料の65ページです。この中で1点ちょっとお尋ねですが、説明資料のほうお願いします。事業内容、2番の、この4番目の消費地との交流事業というのは、この「れんこんの穴から未来が見える」と、これは前に事業がなされていたんですが、これをまた復活するのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○赤坂隆義産業課長

しろいしブランド確立対策事業の件で、予算説明資料の消費地との交流事業、地域資源を活用した消費者との交流ということで、「れんこんの穴から未来が見える」ということで、合併後24年までは実施しましたが、25年からちょっと趣向を変えまして、一応こちらのほうから出向いて、福岡の2カ所でレンコンの即売といいますか販促を行っております。命名を「れんこんの穴から未来が見える in九州」ということで、福岡のほうで実施をいたしております。

以上です。

○片渕 彰議員

では、わざわざ福岡まで出て行って、れんこんの穴から、白石、前のキャッチフレーズは「れんこんの穴から未来が見える in 白石」なんですよ。わざわざ福岡まで行ってから白石のレンコンを売る、特に九州というのはどんなもんか、ちょっとお尋ねします。

○赤坂隆義産業課長

この「れんこんの穴から未来が見える」というのは、もうもともと福富のほうでなされていましたが、一応消費者あたりは福岡が一番多いということで、福岡でしてお

ります。九州といたしますけど、in福岡です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○前田弘次郎議員

131ページ、まちおこし事業で、説明資料の66ページ、この事業効果のところに入数を書いていますけど、この人数には関係者が入っているのかということと、この人数の根拠、約ということで大体載せてありますけど、どういようにしてはかられたのか。実際来られた方を一人一人当たったのか。ちょっとその辺がわかったら、この数の根拠をお願いします。

○赤坂隆義産業課長

事業の効果のまず人間の件ですけど、これは役員を含んでおります。あくまでも主催者のもうつかみという数字で御理解お願いしたいというふうに思います。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、次に8款土木費、ページ数132ページから140ページの港湾費まで質疑ありませんか。

○久原房義議員

説明資料の82ページでお尋ねをいたしたいと思いますが、住民協働道路等環境整備事業でございますけども、ここで特に道路等環境整備事業の中で事業対象が法定外の道路、水路などということになっておるわけですけども、多分ここに該当するかな、どうかなという感じでお尋ねですけども、特に県が管理する河川、河川をいわゆる進入道路にしてある世帯があるわけなんですよ。緑郷川の管理道路でございますので、全く舗装も何にもしてないわけですね。もうでこぼこです。そこを何とかできんもんだろうかということで、これはもうずっと以前から相談がっておりますけども、なかなか一向に解決せんわけですね。こういった事業でそういったところの部分的な舗装あたりはできるものなのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○岩永康博建設課長

法定外の公共物というのは、道路法による道路、河川法による河川じゃない、河川法による道路とか河川法による河川、そういう敷地じゃないのを旧町時代に法定外公共物ということで、国、建設省、その当時建設省だったんですけど、それを町のほうに譲与というか無償提供受けておりまして、その分の道路なり河川が対象というふうに考えております。それで、農地・水が今ありますので、農地・水の地域でそういうふうな農道なり河川とか水路とか、そういうなものについては優先的には農地・水で

していただくと。今おっしゃられる緑郷川の管理道路というのはあくまで県の管理河川の管理道路ですので、その分についてはこの住民協働環境整備資材等支給事業には該当しないというふうに考えております。

以上です。

○久原房義議員

そしたら、そういう箇所についてはどういう方法がありますかね。個人でもできない、県でもしない、町でもしない、いつまでたってもでこぼこ道と。もう今ほとんど住宅のある進入道路といいますか、そういった箇所については相当数舗装が進んだるわけですね。しかしながら、そういう箇所はもういつまでたっても解決しない。どういう方法でもって解決ができるのかですね。その辺どうか知恵を絞り出して、解決できるようにやっぱりしていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○岩永康博建設課長

その河川の管理道路については、あくまで河川管理者である杵藤土木事務所とっております。それで、以前廻里江川の右岸、島津で、集落、家が張りついております、その分については県のほうで舗装はできないと。しかし、切削材というのが、アスファルトを路上で砕いて、そのアスファルトの粉というか採石あります、それを敷きならしてもらって、夏、乳剤をかけて、県のほうでそういうな維持管理の中で工事をさせていただきました。そういうような事例がありますので、その管理方法なりでしていただけないかという町から申し出をしていきたいと。あくまで、だから乳剤振って、トラクターとか、そういうのが走ればばらばらなりますけど、普通の乗用車では十分に耐え得るといふふうになっておりますので、その辺でお願いをしていくべきと思っております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

今の説明資料82ページ、住民協働型環境整備、これ住民、地域のためになることなんです、話を聞くと条件が厳しいという話を聞きます。もう少し条件を緩和されたらこういうところもできるのになという話がありますけども、そういう話をお聞きになったことがあるのかどうか。

それと、予算額で、具体的に5カ所というふうな、30万円で5カ所、50万円で3カ所という具体的な数字が上がってますけども、実際この8カ所の分に関してはもう要望が上がっているのでしょうか。

○岩永康博建設課長

住民協働については、昨年みのり枠で、白石町の特色を出した事業ということで取り組みました。その中で、昨年は20万円で、より多くの地域が取り組んでいただきました

いということで、15カ所の30万円というふうな条件で事業したわけですけど、その20万円の枠は、法面を舗装しても途中で終わると。では、中途半端で終わって、せっかく住民の方が一日なり半日なり出てきて中途半端に、ちょっと使い勝手が悪いと。それで、取り組みが、その条件が厳しいというか、金額の額が決まっておりましたので、それで需要が若干伸びなかったということで、今回30万円の5カ所、50万円の3カ所ということで、全体を見直しして、そういうような予算づけをしております。だから、あくまで私たちの実施の中では採択条件の中ではなく、金額の中で非常に使い勝手が悪かったものというふうに理解をしております。

以上です。

○溝上良夫議員

そしたら、施工箇所を町道に限ってとかいろいろ条件がありましたよね。そういう条件に関しては別にこういうふうなところをしたいなという要望はなかったんですかね、実際。

○岩永康博建設課長

農道については、農地・水の取り組みされてきたところはその対象になります。しかし、その対象にならないところはこの住民協働でできるということで。そういうふうな取り組みの中で、これをできる、できないというふうな、そういうふうな、だからことはなかったと思っております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○片淵 彰議員

82ページ、関連でございますが、負担金について、負担金補助及び交付金についての先ほど説明がありましたような30万円が5カ所、50万円3カ所というふうな予算を入れてありますが、例えば30万円がなくて50万円が6カ所でも、それは受けるんでしょうか。ちょっとその件をお尋ねします。

○岩永康博建設課長

一応、実施要綱の中で金額を定めておまして、その中で特別な理由がある場合50万円までというようにしておりますので、そこで30万円枠、この枠で決めようというふうじゃなく、全体枠の中で取り組みたいということで、今言われるように50万円枠が多くあるという、この入れかえは自由と思っております。町のほうも町道が430キロあります。その中の法面が非常に崩れてるという、町長と語る会でもあっております。ぜひ地元の中で取り組みをしていただきたいと思いますと思っております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○大串武次議員

質問がちょっと重複しますが、住民協働・道路等環境整備事業、82ページで、事業内容は熟読してるつもりでございますけど、農地・水関係では、これ日当で対応できるわけですよね。この事業については人件費が織り込まれておりません。そこら辺の織り込みは考えてもらえないものでしょうか。

○岩永康博建設課長

この事業の趣旨は、行政と住民の方々が一緒になって環境の整備をしようということで、資材と、それから機材、重機、それに保険までは、それから油とかは業者で見て、あとボランティアの精神で、ぜひもう地元、自分たちの環境は自分たちで守るんだという、その精神で、ともに事業していただきたいという趣旨でつくっておりますので、ぜひその日当については、その対応はちょっと今のところは考えておりません。以上です。

○川崎一平議員

関連でございますけれども、先ほどの建設課長の答弁はまことにもって正論だなあということで、それを踏まえて考えると、そのときに出てきていただいた職員さんも一緒に、給料とは別で、ボランティアで住民と一緒に作業していただくということでしょうか。

○岩永康博建設課長

それは、職員も地域で、役場は役場ですけど、地域に帰れば一住民です。ぜひこういう作業あるときには率先して参加をすべきと思っております。以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○大串武次議員

建設課長の答弁はごもつともだと思えますけど、農地・水は地域全体でやってるわけですよね。それにちょっと日当出せるわけですよ。それで、今度のこの事業については、地域は、これ集落全体に広がる事業じゃないんですよね。ちょっとどこかの一部が悪いからというふうなことで、農地・水で事業されている。されているところが農地・水でできないからこの事業でやりたいというふうなことです。ある程度やっぱり人件費が出せるような内容を検討再度お願いしたいと思えます。

○片渕克也企画財政課長

この住民協働というテーマは町長が公約も申し上げておりましたし、今回の総合計画の中でも特にうたっている部門であります。基本的な考え方は、いろんな議員さん

お尋ねになってますが、町が事業として取り組むことができない、ただ、ここは生活上必要だ、それみんなでやろう、地域みんなでやろう、そういった気合いというか雰囲気できたときに、それじゃあ町もバックアップします、そして一緒になってやりましょうという考え方から出てきている事業の枠、一つの枠として捉えているわけです。ですから、基本的にはそういう考え方で進めていただきたいということでお願いをしているところであります。予算、1カ所当たりの限度額とか若干拡充しておりますが、あそこはいい、ここはだめだとかというの、今後もう少し柔軟性を持った対応ができればというふうに今検討もしてるところであります。

それと、いわゆる日当という話ですけど、これは建設課長が申し上げましたとおり、地域みんなでという考え方のもとにやっていただきたい。農地・水のほうは国、県応分の助成がございまして、資金的にも結構ありますので、そこは国なり県なりのお考えに基づいた事業の推進という形でなってると思いますけども、これは町がぜひ地域の皆さんと一緒に、地域の要望もなるべく聞いてバックアップしたいという考え方をつくった事業でございますので、その辺の御理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、最後にページ数140ページの都市計画費から144ページまで及びページ数178ページの11款災害復旧費、質疑ありませんか。

○前田弘次郎議員

142ページ、説明資料の87ページ、現在のこの住宅の分であと何区画残ってるのかと、今後売れなかった場合に、ここの広告料の70万円はずっと毎年ついてくると思うんですけど、もうある程度広告でしていらっしゃると思うので、この70万円は使わずに、土地代を少し減額するとかという考えはあるのか、お願いします。

○岩永康博建設課長

分譲住宅地の販売状況についてお答えします。

おかげさまで、あと1区画だけ残すことになっております。今回、佐賀新聞社に広告を出しますが、それも1区画で出します。だから、これ今予算計上しておりますけど、1区画ですので、もうだからこの満額は使わなくていいかと思っております。

それと、広告代を使わないなら販売額を下げろということなんですけど、それについては、もう販売するとき不動産鑑定を入れて各区画ごと、南向き、それとか区画数の道路の面数、延長とか全て違います。だから、それを下げるということでは、前に買った人との不公平も出てくるし、あと1区画ですので、これは下げないということで行きたいと思っております。

○片渕克也企画財政課長

分譲宅地の分譲価格については、分譲開始当初に、将来的に地価の下落があっても

修正はしないというふうなことで販売をいたしておりますので、価格をおまけするというふうなことは考えておりません。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○吉岡英允議員

先ほどの前田議員の関連でございます。私も、この分譲宅地販売事業についてお尋ねをいたします。説明資料87ページですね。

これによりますと、私もちょっとその残数を見たところ、町のホームページではあと2区画残つとうというふうなことでございました。それで、今課長のお話では1区画ということで、ああ、これはもう大変喜ばしいことだと思います。ただし、内容説明を見ますと、入居記念購入品商品券、これ8区画分とか、太陽光発電システム分が8区画、また町内建築業者発注分が4区画というふうなことでございます。これがちょっと私がきのう町のホームページ見よったら2区画で、この区画があったけん、これは補正予算で出すべきもんじゃなかったかなあと思ったりしたとですけども、当初でもう区画数がずっと売れてきとるけんこがんなつとるとかなあて思うんですけども、その説明をお願いいたします。

○岩永康博建設課長

住宅販売については、今もう販売済みで1区画しか残っておりませんが、建築に着手されたとか、できて転居されたというのが今進行中で、それで今回8区画、今売れて未着手があります。その中で8区画が家をつくって転入されるだろうということで8区画の分ですね。それと、太陽光についても一緒。しかし、町内の建築業者の、今はハウスメーカーがかなり普及をしております、見ていただくようにハウスメーカーでの着手も多くなっております。そこで、半分の4区画でぜひあればということで、そのような予算計上でしております。

以上です。

○吉岡英允議員

わかりました。ありがとうございます。

それと、もう一点お尋ねいたします。これも町のホームページの住宅のことですけども、維持管理についてというふうなことで、地域の自治組織、屋形通地区に加入され、地域活動に努めてくださいというようなことで留意事項を決めてあります。それに伴って、実際今入居されてる方が屋形通に、ちゃんとその区に入られて活動されてるかの把握はされてあるんでしょうかね。お尋ねします。

○岩永康博建設課長

新しい入居者の方がどうしても地域のボランティアとか地域の祭りとか参加されないということで、そういうようなケースがあるという心配がされましたので、入居条

件の中で、販売条件の中でそのような決め方しております。今はちょっと地元の区長さんなり役員さんのほうにその分の状況はどうかという調査はしておりません。今後、その分については町としても確認をしたいと思っております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

ここに予算化がいろいろされてありますが、141ページの公園費のところでは、総合センターの南側に中央公園の大きな遊具施設がありますけれども、あそこはもう利用者が多くて、とても子供たちが喜んでいます。中にトイレが実はありますが、トイレがあって、あそこのトイレは大人用のトイレしかありません。子供たちがたくさん来ているんですが、男の子はいいんですが、女の子は。トイレが最近家庭の中でも洋式化になっていて、洋式だと女の子もちょこっと乗ってするんですけど、何か怖いと言ったりする子供があるそうで、わざわざこちらの庁舎のほうまで来ている子供さんをこの前見かけました。それで、あそこの中央公園を少し改築されて、あれだけ子供が遊んでいるので、少ししていただけたらいいんじゃないかなと。この中の予算にもそういうものがあって、訴えがあって、お願いがあつたらなんですけれども、そういうことについてと、それから、実はちっちゃい子供さんを連れて、幼児と乳幼児も連れて、乳児も連れてこられます。おむつかえについてはあそこのセメントの上でされているんですけど、もしあれだったら、おむつかえのそういうものがあればいいんじゃないかなと、ちょっと見ていて思っ、この間。この質問ですけど、お願いします。

○岩永康博建設課長

中央公園のトイレについては、洋式化については1基だけ改修をしようというふうには、県の補助をいただいて計画しております。

あと、おむつかえのそういうようなスペース的に現場ができるものなのか、簡易ベッド等がどうしても必要になりますので、ちょっと現場を見て、その辺は今後検討していかないといけないと思っております。

○内野さよ子議員

洋式化になればちっちゃい子供できるかと思いますが、あそこはもうとても町外からも来ている人が多くて、この間は小城からということでした。それで、ちっちゃいトイレがあればもっと人気が出るかなと思いますので、そういうものも一つでも検討してみただけであれば、何かかわいいトイレがあるよというようなでもっと人気が出るんじゃないかなと思います。検討してください。

○岩永康博建設課長

今、幼児向けのトイレは障がい者用の多目的トイレの中にほとんどそういうふうな

設置してあります。専用もですね。あと、小便器については女性のほうに幼児用のちっちゃい、男子、男の子の小さい便器をつけているというケースがあります。今はそういうふうなニーズによる整備は済んでおりましたけど、以前都市公園でつくった中央公園については、そこまでの配慮がなかったと思います。今後、そういうふうな現地等状況見ながら、改善するべきところは改善はしていきたいと思っております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○岩永英毅議員

142ページのほう、公園維持補修材料代の3万8,000円と、それから下の143ページの住宅管理費の中の公園保守点検委託料はこれどこの公園とどこの住宅の公園か。

それから、143ページの一番上の報償費の廻里津の住宅管理人報償費、これはどういう理由でこの管理人費を出してるのか。ほかの住宅は管理人費というのはないかと思いますが、その3点お願いします。

○岩永康博建設課長

まず、142ページの公園維持補修材料代は、中央公園の真砂土の補修、経年変化で水たまりができますので、それを10立米、ふるい真砂で、立米の3,800円ということで計上しております。

それと、143ページの公園遊具保守点検料、これは廻里津団地に遊具がありますので、その分の点検委託料ですね。

それと、報償費については、これは廻里津住宅の管理人がおられまして、緑地の剪定とか、それと、ちょっと補修等を管理人の方にしていただいております。それで、あそこ4棟ありまして、4棟の一月1,000円ずつですね。それで、4,000円の12カ月分の4万8,000円を計上しまして、管理人の報酬費として支払っています。

以上です。

○溝上良夫議員

今の廻里津住宅の管理人、ほかのところでもそういう制度をつくって管理をしてもらうというふうなことは考えられなかったのか。この廻里津の1棟1,000円というのはボランティアみたいなものでしょうけども、実際やられてる方はやられております、ほかの住宅でも。ちょっとした電球の取りかえとか、そういうふうなことをやられてる人もおられます。そういうふうな人たちのことは考えなかったのか。今後考えることがあるのかどうか。

○岩永康博建設課長

町内に、ここのほかに、耐火住宅の集合住宅等はここだけじゃありません。その中で、そういうな管理人的に置いて維持管理がしやすいというふうなことになるれば、ぜひそういうふうな取り組みを、同じ町営住宅ですので、バランスというか不公平さは

できませんし、またそれによって維持管理のほうが適切にできる場合もありますので、その辺は今後検討していかなければならないと思っております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

済みません。トイレの関連なんですけど、これは一度産業課にも申し上げたんですが、歌垣公園の今回春まつりもありますけど、あそこに関してはとても障がい者の方とか、あるいは特老に入っている人たちが花見でよく見に来られます。それで、トイレは洋式でもないし、非常にトイレに困ったということでありました。トイレの改修ということになっているので、ああいうところも一度点検していただければ、結構な春まつりの期間中あちこちの施設からも見えているので、そういうところも点検をしていただけたらいいんじゃないかなというふうに思います。

○白武 悟議長

ページ数何ページですか。

○内野さよ子議員

あ、トイレ関連で、141ページです。公園等のトイレ改修のところですね。

○白武 悟議長

ああ、委託料のどこ。

○内野さよ子議員

そうですね。

○白武 悟議長

頭出しになってるようですが、その辺。

○赤坂隆義産業課長

歌垣のトイレの件なんですけど、もう春まつりが近づいております。あそこについては地元の方で清掃等をしてもらっております。洋式等ということなんですけど、水道施設がないもので、なかなかできないのが実情でございます。予算面もありますけど、ちょっとそういう状況でございます。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○井崎好信議員

ページ数144ページです。工事請負費で、船津住宅の解体費140万円計上されておりますが、この今現在といいますか状況、どういった状況であって解体されるのか、まずお尋ねいたします。

○岩永康博建設課長

船津住宅については、もう築年数、35年の耐用年数もう過ぎておりまして、シロアリとか老朽化が激しくなっております。入居の募集しても、もうそういうような住宅ですので入られないということで、今回2棟の解体をお願いするということで140万円の予算をお願いしております。

以上です。

○井崎好信議員

あとも35年代といいますか、そのくらいの住宅があと白石地域も幾らかあると思えますけれども、その入居状況と、今後そういった築年数がもうそういう古いといいますか、50年以上たった、老朽化した住宅をどのように、福富の住宅は建てかえということで庁舎跡地に建設されましたが、今後どのように持っていかれるのか。その辺は町長に所見をお伺いしたいと思いますが、まず課長には、今ののそういう古い住宅の状況、入居状況がわかればお答えいただきたいと思えます。

○岩永康博建設課長

今、個々の耐用年数来た木造住宅の入居率が何%かというのは、ちょっと今資料持ち合わせなので後で報告しますが、そういうような耐用年数過ぎた住宅についての取り組みについては、住宅マスタープランを町でつくっております。それについては建てかえを、老朽化住宅については白石地域の住宅が主になるんですけど、その分については建てかえを計画的にしていくと。しかし、計画の中で、どこにつくるといってとじゃなく、旧町の中心的地域につくるといふような表現をしております。用地等については、まだ、将来どの辺がいいのか、今どうしても高齢化になっておりますので、病院の近くとか、買い物に不便じゃないところ、そういうなところを皆さんの意見を聞きながら選定をして、それで公営住宅の建設には国庫補助がありますので、その辺をぜひ活用して進めていかなければならないというふうに思っております。

○田島健一町長

申しわけございません。先ほどの住宅建設の話でございますけれども、先ほど課長が答弁したとおりでございます。古くなってるのがたくさんあるようでございますので、いろいろと検討してまいりたいというふうに思えます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝口 誠議員

井崎議員と同じ、この件ですけども、住宅の件で、先ほど検討して……。

○白武 悟議長

ページ数何ページ。

○溝口 誠議員

144ページですね。この解体の件ですけども、今から検討していただくということで、この公共施設マネジメントの事業の中で今から調査をされますけど、その中にしっかり入っていきますでしょうか、この計画の。

○片渕克也企画財政課長

当然入っておりますし、先ほど建設課長が申しましたとおり住宅マスタープランという基本の計画がございますので、今後の維持あるいは解体、そういったのも入れて、マスタープランに基づいたところで公共施設の管理計画を立てていきたいというふうに考えています。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、議案第26号の質疑を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

11時58分 休憩

13時15分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

○岩永康博建設課長

木造住宅の入居率について答弁しておりませんので、お答えをいたします。

町内に、白石地域に4団地ありまして、づくりが木造瓦ぶきの平家建て、ほとんどは2間に台所がついているという構造です。まず、今回解体する船津住宅、昭和35年にできまして、築54年経過になっております。それで、8棟ありまして、入居は5棟、それで62.5%。中郷住宅、昭和45年に新築で、築44年となっております。6棟あって、5棟が入居、83.3%。これだけは3間、3つ部屋があって、台所がついてるという。馬洗住宅が昭和35年、築54年経過をしております。これについては4棟ありまして、入居率100%です。廿治住宅、昭和36年につくりまして、築53年、13棟ありまして、これも100%の入居率というふうになっております。

以上です。

日程第10

○白武 悟議長

日程第10、議案第29号「平成27年度白石町農業集落排水特別会計予算」を議題とします。

質疑ありませんか。

○久原房義議員

議案第29号についてお尋ねしたいと思います。

農集についてはもうかなりの経過年数になります。一番遅い地区で須古地区ですか、供用開始になってまだ浅いわけではありますけども、使用料等を見ておりますと、新年度は約5,200万円という使用料でございます。もう一つの歳出の面では、施設の管理費が7,154万7,000円ということで、なかなかまだ使用料の収入が管理費に対してまだまだ追いつかないということで、繰入金が相当な額に上っておるわけでございますけども、この使用料の約5,200万円の歳入というのは、これは1戸平均でしましたら幾らの使用料になるのかということと、接続率ですね。これはもう全体まとめてで結構でございます。接続率がどの程度進んでおるのか。どの程度まで持っていけば管理費に充足できるのか。その辺の新年度の取り組み方をお尋ねしたいと思います。

○赤坂和俊下水道課長

お答えさせていただきます。

まず、1戸当たり平均と申し上げますか、地域によって若干、農集地域も5地区ありますけども、地域で若干差があるということなんですけども、20から22立方メートルですね。大体一般家庭では使われてるんじゃないかなと思っております。20で申し上げますと、消費税を含んで3,672円ということになってまいります。

それから、接続率ですけれども、先ほど御質問のあったとおり須古地区が一番新しく、24年6月、一部は10月ですけども、24年からということで、3年たちました。そこで、53%ということです。しかし、一番低いところは牛屋東分地区がまだ、もう6年ほどたちましたけども、46.5%ということで、地域、低いほうで、接続率が進んでる地区につきましては下区地区、牛屋西分地区が81%、84%ということで、80%超えてるという状況でございます。農集地域の平均ですけれども、65.9%というふうになっております。

そこで、使用料における歳出の汚水処理管理費ですね。汚水処理管理費の中では汚水処理施設ですね。水、汚水を集めて処理して水質浄化するという工程における汚水処理施設管理費と、そこで余剰で発生しますけども、汚泥をコンポスト化にするための施設、資源循環施設管理費ということで、両方で行っておりますけども、汚水処理施設管理費、これにつきましては当然使用料で賄っていかなければならないということで考えております。ですから、一般会計からの繰入金はお願いしないと。もしそういう使用料で賄い切れなければ、現在消費税とか剰余金が出た場合は維持管理基金に積み立てを行っております。それを取り崩しながら汚水処理施設管理費には充てているということになります。しかし、資源循環施設管理費につきましては、汚泥を処分ということで、外へ出すよりも、幾らか安い、そういう施設でコンポスト化すること

安いということが一つあるんですけども、そこには当時の考え方としては、もしそれを外に出して、杵藤衛生処理場等へ持っていった場合は、一般会計からも負担をいたしているんで、そこには一般会計からの繰入金もお願いせざるを得ないかなということで、今までもそういう経緯で来ております。

しかしながら、この両施設管理費については使用料で賄うように努力すべきだと思っております。そこで、以前から70%ほど接続率が進めば施設管理費賄うんじゃないかなと申し上げておりますけども、やはり施設の老朽化等も大分年数たつにつれて進んできておりますので、修繕料とかそういうのが多くなってきております。そこで、やはりその率ではなかなか申し上げられないという、接続率が70%達せば賄い切れるというのはなかなか一概にも言えないかなと思っております。しかし、今後、まず第一に接続率を上げていくように努力して、住民の方に、受益者の方に説明を十分行っただけをお願いせないかなかなと思っております。

それとあとは、やはり将来的には、公共のほうも一緒なんだろうけども、将来的には使用料の、接続率済んだ後にはそういう見直しもあるのかなというような気持ちでおりますけども、いずれにしましても使用料で賄う分については当然やっていかなきゃいからんと。ただ、使用料でもどうしても賄い切れない分については一般会計からというふうな今の現状のところお願いしてるところです。

以上でございます。

○久原房義議員

以前、NHKの番組でございましたけども、いずれにしましても、この集落排水にしましても、公共下水道にしましても、将来的には非常に行政の財政を圧迫するというところで、非常に大きな落とし穴だというような番組報道があったのを記憶しておりますけども。

それと、全体が、町全域がこういう集合処理でありますと余り不公平感というのは出ないわけですけども、本町は集合処理地区と個々でする個別処理とに分かれております。そういう中で、町民全体をやっぱり眺めたときに公平性を欠かないということ。それと、町の財政をできるだけ圧迫しない。やっぱり集落排水にしても、公共下水道にしましても一緒ですけども、非常に財政が厳しくなるということは、これはもう常々財政課長も言われておりますとおりでございまして、非常にこれらが将来足を引っ張らんように、やっぱり極力健全運営になすためには、もう何といたってもこの接続率を上げるしかないと思うわけでもございますので、そこら辺のやっぱり指導、啓蒙を今まで以上にやっていかないと、これもう一般財源からずっと繰り入れが続いていくということになってまいりますので、そこら辺を十分念頭に置いて、ひとつ新年度取り組んでいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○赤坂和俊下水道課長

ありがとうございます。

白石町内は今3つの生活排水処理施設整備ということで取り組んでおりますけども、

大まかな範囲を申し上げますと、浄化槽区域が50%ぐらい、人口してますね。公共下水道は今の計画でいきますと30%、農集が20%ということですね。そこで、集合処理区におきましては、やはり浄化槽も当然各家庭での処理をされて、水質も浄化槽法に基づいて基準を達成されておりますので問題ないんですけども、それ以上に集合処理区についてはそういった汚濁が進んでるということで取り組んだわけですけども、そういったことで公共性に対してはちょっと若干役割が大きいんじゃないかなという。ですので、一般会計からの繰入金についても基準内繰り入れということで、ある程度認められた部分がございます。その辺はありますけども、やはり使用料で賄う分と一般会計からお願いする分の役割をきちんとしながら、使用料で賄う分についてはちゃんと努力するようにしていきたいと思っております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第29号「平成27年度白石町農業集落排水特別会計予算」について採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第29号は原案のとおり可決しました。

日程第11

○白武 悟議長

日程第11、議案第30号「平成27年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計予算」を議題とします。

質疑ありませんか。

○井崎好信議員

私も、歳入のほうで使用料についてでございます。

ことしは使用料については1,278万5,000円と、昨年の倍近い使用料が見込まれております。昨年度は、その予算額に対しまして補正減額がございまして、277万3,000円の補正の減額があったところかと思っております。平成25年12月から供用開始されておりますが、ことしの供用開始、今年度でどのぐらいの家庭——世帯といいますか——が供用開始になるのか、その辺をまず1点お伺いをしたいというふうに思っております。

そして2点目は、ページ数14ページでございます。委託料として公共下水道使用料徴収委託料が61万7,000円、これは先ほどの農集にも計上されておりましたけれども、今年度から水道料金と一緒に徴収というふうなことかと思っておりますが、この説明

といたしますか、どこに委託されてというふうな御説明を、2点をお願いいたします。

○赤坂和俊下水道課長

公共下水道の場合は白石浄化センターが先ほど申されましたとおり平成25年12月に供用開始してありますので、工事を行った年度のその翌年度の5月に使用できるように、皆さん方の工事をしたエリアの関係者の方に供用開始に向けた説明会を行って、5月1日から各家庭の排水設備工事をしていただいで下水道つないでくださいというようなお話をしております。

そこで、本年度、有明地域の戸ヶ里、廻里地区が主に工事を行ったわけですが、27年5月に供用開始できる分は357件ということで見込んでおります。そこで、今まで、25年12月から供用開始して接続できる関係戸数1,127件となっております。

それから、14ページの総務管理費におきまして、委託料の公共下水道使用料徴収委託料ということですね。4月1日から各エリアの関係する水道、この場合、公共下水道の場合は上水となりますけれども、賦課徴収の委託ということで行いたいと思っております。そこで、今回の費用61万7,000円ですけれども、現在の接続件数は331件ということで、そこには12カ月分、これは3,972件となりますけれども、1件あたりは委託料の単価としまして155円ですので、61万7,000円の委託料を町の水道のほうに支払って進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○井崎好信議員

トータルで1,127件が接続可能な家庭というふうなことだろうかと思えますけれども、この1,278万4,000円はどれくらいの接続率をもって計上されているのか。

そしてまた、先ほど公共下水道の水道使用料委託料でございますが、現在357件の接続されたところでの算出ということですが、口座振り込みといたしますか、そういった形でのところも同じくそういう基本的な算定になっているのか。その辺をお伺いいたします。

○赤坂和俊下水道課長

使用料の算定ですね。歳入のほうの使用料の算定ですけれども、この分につきましては、接続可能件数は先ほど申し上げましたとおりなんですけれども、やはり接続が今331件ほどだということですね。そこで、供用開始して接続された場合、1年目、2年目、3年目に使用料減免ということで、なるべく早目に接続をお願いしたいと。接続時についてはそういった使用料の発生とか排水設備工事費に経済的な負担をおかけしますので、なるべくその負担を軽減するためにも使用料の減免措置をとっております。ですので、1年目の場合は6カ月、2年目に接続された場合4カ月、3年目は2カ月というような使用料いただかないという形なんですけれども。そこで、その件数と、あとそういった免除期間がありますので、丸12カ月じゃなくて、今回の場合10.5カ月してありますけれども、331件の1戸あたりは先ほど20トンと、20立方メートルというふうに言いましたので、その金額と331件と10.5カ月、1,278万4,000円というふうな使用

料を見込んでるところです。

○赤坂和俊下水道課長

委託料につきましては、今回水道のほうはコンビニ収納とかもされておりますので、そういった手数料についてはその委託料の中に含んでおります。口座振替の場合も一緒になりますね。水道と同時に引き落とし、振替になりますので一緒になります。

○井崎好信議員

手数料振替も一緒ということですか。納入されるときに例えば個人で役場に持ってきて徴収されたりするのも、口座振り込みも手数料はもう一緒、この委託料の中に含まれてるということで理解していいわけですか。

○赤坂和俊下水道課長

はい、委託料としては一緒です。水道課のほうに委託する単価としては一緒なんですけど、個人の方はもう手数料は関係なく、使用量に応じた水道料、下水道料支払ってもらいますので、下水道課から水道課に委託する場合は、その手数料も含めて、単価として算定いたしております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

担当課長にお尋ねをいたします。

現在、工事が進行して、接続できる地区内には1,127件、現存する町民の生活が営まれてるということで、現在接続されてるところは331件ということでしたけれども、新年度含めて、これからの総合計画の中でこの特環は100%接続するということが前提になっていますけれども、どのような計画を持って、1年目、2年目、3年目ということでの接続率を高める計画を持ってらっしゃるんでしょうか。

○赤坂和俊下水道課長

今までも計画の段階、工事をする段階、それで供用開始に向けての説明会と、もう受益者の方にはやっぱり3回以上は説明会等もやってきております。その中で、やはり3年以内にお願ひしますということは、もう本当、時間的な制約をかけるわけですけども、3年以内ということをお願いしてきてます。それで、やはり私たちが3年以内というのは、これだけ事業費、工事費をかけてやってきておりますので、なるべく無駄に休ませないということ、施設を活用していただくということがありますので、それと経営を早目に安定化させるという目的で、3年以内ということの説明しております。ですので、ある地域によっては、もう当然、負担金を班で集めようねということで積み立てをしていただいた分あります。そういうふうに計画的にですね。ですから、その説明会からいけばもう5年ぐらい前から、このエリアはこういう工事をしま

すので、ぜひとも経済的な面も含めて計画的なことをしておってくださいということ
で話をしてるんですけども、その中で、接続のそういった時間を制限してますので、
予算的にお願いしてるのは、接続に対する助成金、3年以内に接続していただいた場
合は工事費の10%上限を1年目、2年、3年ということで設けておりますけども、そ
ういう経済的な支援を行いながら、強く3年以内にお願ひしますということで進めて
るところでございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

17ページ、工事請負費に入るかどうかわかりませんが、本管から宅内まで引く
ために町道を半分横断したりしてるところがあります。工事でアスファルトを切って。
きょう雨が降って見てみますと、業者の違いもあるかと思ひますが、不等沈下を
して水たまりが大分できております。そういうところの見直しですね。町筋はきれい
にしていますけども、農道関係は割と沈下して水たまりができているところが多いよ
うにきょうでも見受けられますけども、そういう対策はどういうふうな形でされるの
かですね。今後補修をされると思ひますが、そういうところの調査をされたことが
あるのかどうか、お伺ひいたします。

○赤坂和俊下水道課長

管路工事を行った後の舗装復旧のことだと思ひますが、まず工事期間中は、と
にかく開削した場合については速やかに段差解消時戻すと、埋め戻しをして戻すとい
うことで、仮復旧ということですね。仮復旧をする理由は、まず今まで道路も圧密し
てしっかりしてもらったところを一回開削しておりますので、埋め戻して転圧もかけ
ますけども、どうしても自然の荷重で沈下するというので、1年から2年後に本復
旧をするような形をとっております。そこで、そういう一、二年で本復旧とりますけ
ども、その前に、当然段差ができた場合はそこを復旧、部分的な復旧をしていって
います。それで、今回も繰り越しのほうでも予算をお願いして、新年度でも舗装復旧工
事ということで予算お願いしておりますので、27年度は、本年度は、今まで工事を
行ってきたところで終わったところもあるんですね。本復旧が終わったところもあり
ます。しかし、まだ仮復旧のままなところも大分ありますので、その分を行っていき
たいというふうに思っております。

その中で、現在開削工事だけじゃなくて推進工事、立て坑掘って、長くて30から
50メートルぐらいの推進をするんですけども、その立て坑の周辺がマンホールを設
置させたところの段差が生じてる場合、そういうところもありますし、開削した場合は
縦断的に道路を仮復旧している分ありますので、その場所に応じて、現況に応じて、
当然周りの以前の舗装を見ながら、ここは全面的に行ったらいいのか、部分的でも
対応できるのかというのを判断しながら進めていきたいと思っておりますけど。

○溝上良夫議員

本管を埋設したところは本復旧まで考えてらっしゃると。私が言ってるのは宅内に引き込みの部分ですね。引き込みの部分で、本管が農道の真ん中に通ってれば、それから何メートルか農道掘っておるわけですね。そういうところが目立つという、もう2年も過ぎてるところ、本復旧はされないのかですね。今現在の状況を把握してらっしゃるのか。そういうところは早急にするのか、しないのかですね。段差ができてます、実際。そういうところの状況の修理ですね。

○赤坂和俊下水道課長

今申し上げたのは、本管も取り付け管も一緒なんです。とにかく下水道管を埋設する、本管も取り付け管も同時に施工していますので、その復旧というのは考え方は一緒ですね。ですから、横断的に、家庭内に取り組むために、開削した分については本復旧を行っていきたいと思っております。その場所等については大体把握はしております。それで、今回も新年度予算で8キロほどですか、延長的には8キロなんですけれども、部分的面積はまだはっきり詳細設計をして行いたいと思っておりますけれども、そのように対応していきたいと思っております。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○井崎好信議員

先ほどの質問の件でちょっと納得はしませんでしたので、再度、もう一回いいですよ。質問させていただきます。

この委託料でございますが、農集でも229万2,000円というふうな計上されておりました。今年度から水道料金と合体した形での徴収になったからこういう委託料が発生したのか。あるいは、今までもそういう手数料として計上されていたのか。合体して徴収したからこういう委託料が発生したのか。その辺を御説明お願いしたいと思っております。

○赤坂和俊下水道課長

本年度から、4月から杵藤電算センターのほうのシステムを利用して、水道と下水道の、下水道の場合メーターついてませんので、上水の水道の使用量に応じた下水道の金額を算定しますので、以前からもう水道課のからは情報は得てたんですね。水道をこれだけ使ってますよと。その水道量を教えていただいたのをうちのシステムに基づいて算出してたと。今回4月からは、それは杵藤電算センターのほうで水道のほうも委託されておりますので、その水道使用量に応じて下水道も向こうで算出してくださいと。そこで、水道と下水道の納付書なり口座振替にしても同時に受益者のほうに知らせるといふシステムになります。ですから、今回の委託料につきましては4月からの水道課のほうにお知らせする委託料ですので、今まではこの分は発生しておりませんでした。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○井崎好信議員

となると、もう今までのような現状のままがよかった。水道課のほうで水道料金がちゃんとはっきりわかりますから、それに基づいて算出ならばですよ。そういったことを杵藤電算センターですることによってこういう委託料というのが発生したということでしょう。今までのシステムでやったら発生しないということですから、何でもまたそういう必要があるのかという、まずその辺が疑問ですけど。農集も229万2,000円出とうわけでしょう。

○赤坂和俊下水道課長

負担金、委託料は発生しておりますけども、受益者にとっては窓口を一本化したほうが便利だというのがあると思います。水道のほうは水道使うほうですので意外と申請は来られますけども、その後下水道に来られない場合があるんですね。そのまま情報が入ってこない、そういった休止とか開始とか、そういう情報が入ってこない、また追いかけて追跡しながら、その方を探さないかんというようなこともありますし、それと事務の効率といいたいまいしょうか、公共もこれから、公共の場合システムはなかったんですね。農集の場合は旧町時代から使用料システムがありましたので、それを使ってたんですけども、公共の場合はそれがなくて、杵藤電算センターが26年1月から新しく上下水の料金システムを導入しましたので、いや、わざと白石町で下水道課で単独でシステムを持つよりも、向こうにかたったほうが総合的には安いんだと。こういう委託料発生しますけども、システムを導入し、単独でやるよりも、杵藤電算のほうにお願いして、上水一緒にそういった使用料を算定して行ったほうが効率だということで、総合的な判断ですけども、住民の方のサービスとやっぱり事務の効率ということで進めているところでございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第30号「平成27年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計予算」について採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第12

○白武 悟議長

日程第12、議案第31号「平成27年度白石町水道事業会計予算」を議題とします。
質疑ありませんか。

○秀島和善議員

議案第31号の白石町水道事業会計予算で担当課長に二、三点お尋ね申し上げます。
水道課長もごらんになってると思いますけれども、この西佐賀水道企業団からNo.22として平成27年3月号が家庭に配られてあります。ここに「水だより」というテーマのこのパンフレット、パンフレットというほどではありませんけれども、この見開きの1面に平成27年5月請求分から水道料金を一部値下げしますということで掲載されてました。今度の値下げについての料金はどのように値下げになるのかということと、その原資はどこから持ってこられたのか、お尋ねしたいと思います。

もう一点、このページ4ページに、白石町福富地区下水道使用の方へお知らせですということで、このように書いてあります。平成27年5月より、白石町下水道課から依頼を受けて、メーター検針から料金徴収までの上下水道料金業務を一括して西佐賀水道企業団で行いますということですけれども、とすると、これまでの業務はどのような形で行われていたのか、お尋ねしたいと思います。

○荒木安雄水道課長

議員の御質問にお答えいたします。

西佐賀水道企業団におかれましては、26年度の決算で1億円程度余剰金が出ております。それは西佐賀水道企業団は結構住宅等の建築が多くなっておりまして、その分で余剰金が出ておりますので、その分で水道料金の値下げがなされております。金額におきましては、基本料金は変わりございませんけれども、11トンから30立方メートルは使用料で25円ですか、そういうことで超過料金の値下げがなされております。

それと、福富地区は集落排水事業でございまして、この徴収事務委託はこれまでも福富地区はなされておりましたけれども、今度も、これからも徴収事務を続けていかれることとなります。あ、失礼いたしました。データはこれまで西佐賀水道企業団のほうに上げておりましたけれども、徴収を27年度から西佐賀水道企業団が行うということとなります。

以上です。

○秀島和善議員

1億円の余剰金が今回決算で発生したので、その分を活用し、原資として水道料金を引き下げたということですけれども、このリーフレットには、10立方メートルではこれまで1,948円だったものが1,894円になりますということで、54円の値下げになってます。20立方メートルでは、これまでは4,669円であったものが4,345円になるということで、324円引き下げになりました。この引き下げは結構なことですが、全て原資は1億円のその余剰金を活用してるのかということをお尋ねしたいと思います。

す。

2点目の、改めて読み上げてみますけれども、この4ページには白石町福富地区下水道使用の方へお知らせですということで、平成27年5月より、白石町下水道課から依頼を受けて、メーター検針から料金徴収までの上下水道料金業務を一括して西佐賀水道企業団が行いますという文書なんです。ですから、これまでは西佐賀水道企業団が行っていたわけではないわけですよね。この業務は一体どこで行っていたのかということを探ねてるんですけれども。

○荒木安雄水道課長

議員おっしゃいました値下げの原資につきましては、その1億円の余剰金で値下げがなされております。

○白武 悟議長

もう一点。

○赤坂和俊下水道課長

先ほどの西佐賀水道企業団への委託の話なんですけども、5月から、5月というのは、向こうは2カ月検針で隔月徴収となっておりますので、それで5月からなってしまうんですけども、今までは1件当たり10円やったですかね。1件当たり10円として、手数料としてお払いして、情報だけで、うちのほうで使用料システムで算出して、うちのほうから口座振替なり納付書を発行してたんですね。これを今回全てを、もうメーター検針は今も、4月、5月からも変わらないんですけども、その作業を西佐賀水道企業団で全てやっていただくということになります。これは先ほどもちょっと説明しなかったんですけども、やはり滞納とかそういうことも考えて、なるべくそういうのを減らしていこうということも一つあります。やはり債権自体は向こうは私債権で、うちは公債権ということでちょっと若干違うんですけども、そういった事務的な効率といいましょうか、そういうのを進めるためにも、受益者の利便性も考えて、西佐賀水道企業団のほうへ5月から委託するようにしております。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○前田弘次郎議員

説明資料の117ページの方ですけど、老朽管の更新ということになってますけど、現在白石町内においてのこの老朽管、新しく新設された分の歩合ですね。それと、今後のこの老朽管を更新する計画はどうなってるか、お伺いします。

○荒木安雄水道課長

前田議員の御質問にお答えをいたします。

水道工事につきましては、これまで町内の道路工事連絡協議会というのがございます。そこには水道課、下水道課、建設課、農村整備課で一応協議をいたしております。道路改良工事があったり、また下水道工事をする中で、水道工事も行うわけですけれども、工事の二度手間がないように、工事をこれまで連絡協議会の中で行ってきております。それとは別に、老朽管、老朽管といいますと40年以上今経過をしております。当時は石綿管もございましたけれども、塩ビ管といたしまして、VP管でございますけれども、パイの50ミリ、パイ75ミリなどは当時はソケットつなぎでございました。ソケットといたしまして接着剤で接続をしておりましたけれども、そういうソケットとかエルボとかがひび割れをいたしまして漏水が起こっております。そういうところを老朽管もずっと随時かえてきておりますけれども、材質としましてはRRVPといたしまして、ゴム輪つきリングのVPでございますけれども、輪っかがございまして、こういうふうに入りますけれども、滑材というのを塗りまして一応接続することになりますけれども、耐震化にもいい材料でございます。それと、今はポリエチレン管も布設替えの材料として布設を行っているところでございます。接続といえますか、これまで改良をずっとしてきておりますけれども、現在50%ぐらいの布設替えを行っているところでございます。今後は、先ほど申し上げました今後の計画といたしましても、この道路工事連絡協議会、それと町の老朽管、どこを布設替えるのか、そういう細かな計画を立てまして、今後も布設替えの計画をしていく計画でございます。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

○秀島和善議員

議案第31号の「平成27年度水道事業会計予算」に反対の立場で討論をさせていただきます。

平成27年5月から、わずかではありますが、水道料金の一部値下がりが実現したことは大変喜ばしいことでもあります。しかし、町民にとってはまだ高い水道料金の意識は多くの方が持っております。水を取り巻く情勢は極めて深刻です。地球規模での環境問題は、有限の水を100%の節水と利水と治水に全力を挙げることが全ての国と自治体に今求められています。近年、企業努力による節水型家電製品の開発や町民への啓蒙活動による水を大切に使うこと、また世帯と給水人口の減少によって給水そのものが減少しています。多くの町民からすれば、払いたくても払えない高い水道料金という意見は圧倒的に多くあります。では、どうしたらその水道料金が引き下げられるのかといいますと、私は以下4点を本気で実現できれば実現可能だと思います。

第1に、責任水量の見直しを本気になってすべきであります。現在、責任水量の約60%しか使用していない水であります。あとの40%は使われない水に対して町民の血税を支払っているのが実態です。

2つに、佐賀西部水道企業団と自治体との経営努力が不足しています。

3つ目に、有収率を一日も早く90%へ引き上げることが大切です。

最後に4点目として、一般会計からの繰り入れを増額するべきではないでしょうか。

以上4点にわたっての努力を田島町長先頭に具体的な行動を起こして、高い水道料金の引き下げを実現して、生活防衛の町運営に全力を挙げていただきたいことを要望し、反対討論とさせていただきます。

○白武 悟議長

ほかに討論ありませんか。

○大串弘昭議員

私は、「平成27年度白石町水道事業会計予算」について賛成の立場で討論をいたします。

アベノミクスがなかなか地方まで反映されない今日、節水型社会の進行、特に大口使用者の節水意識の向上で水需要は伸び悩んでおります。そのような中、新年度予算を見てみますと、給水収益は前年度対比で1,600万円の減収となっております。また、他会計からの繰入額も前年度から見て4,100万円も大幅に減少しております。

このように水道事業収益が大幅に減収する反面、資本的支出においては建設改良費で前年度から見て逆に1,400万円も増加をいたしております。これは老朽管更新事業で、水道水の安定供給のためには必要不可欠な重要な事業だと認識をいたしております。新年度予算編成に当たっては、厳しい財政事情を十分勘案しながら、適正に確実に取り組みをされたと思っております。

他方、料金体系に至っては、基本料金、使用料金等は25年度に見直しをされ、本年度までの3カ年の期間ではありますが、以前と比べて町全体で2,360万円安価となっております。28年度以降の次期改定でも企業努力をいただいて、さらなる値下げを期待するものであります。

今後とも、町民の命を守る良質の水の供給のため精いっぱい頑張ってくださいことをお願いいたしまして私の賛成討論といたします。御賛同のほどよろしくお願いいたします。

○白武 悟議長

これで討論を終わります。

これより議案第31号「平成27年度白石町水道事業会計予算」について採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りをいたします。

本日で当初予定の議案審議が終了いたしましたので、第14日目の3月19日は休会にいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第14日目の3月19日は休会することに決定をいたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

14時09分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年3月18日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 岩 永 英 毅

署 名 議 員 溝 上 良 夫

事 務 局 長 鶴 崎 俊 昭